



第3次薩摩川内市 男女共同参画基本計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

令和8年度～令和12年度

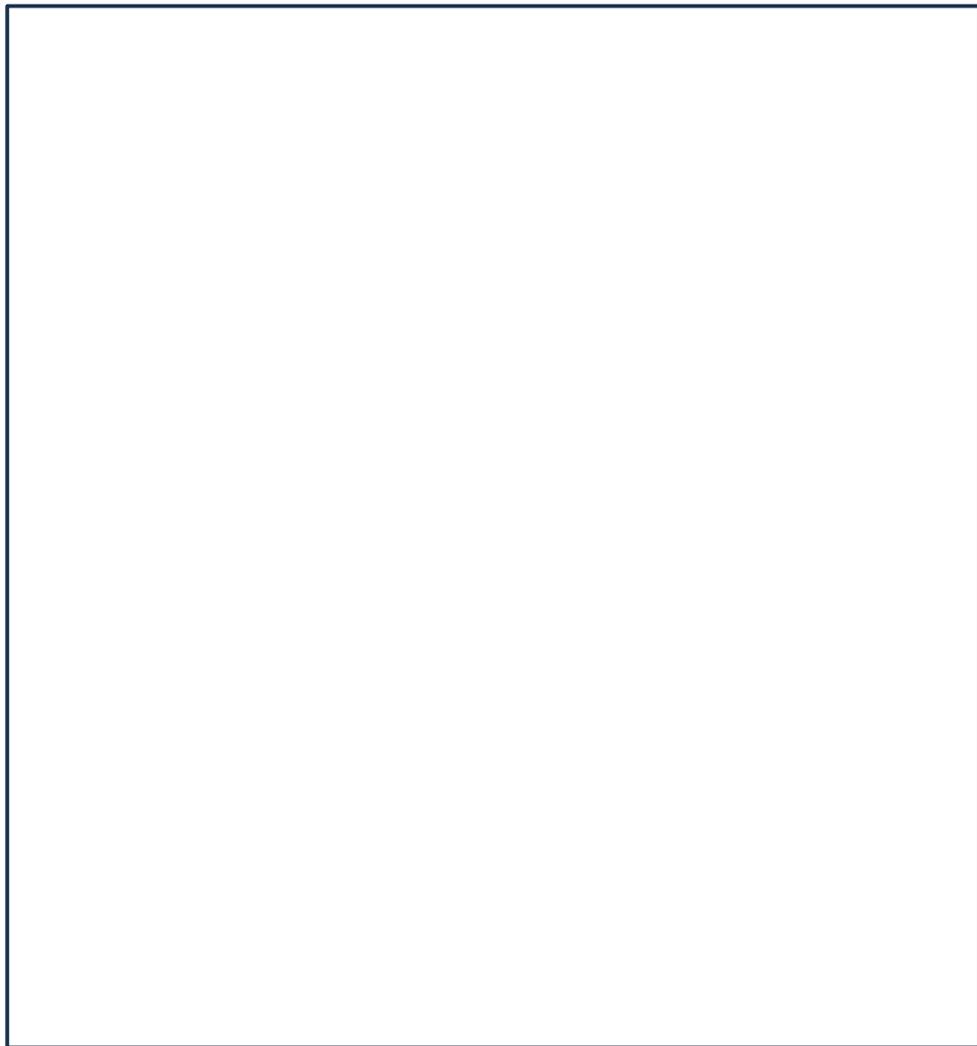
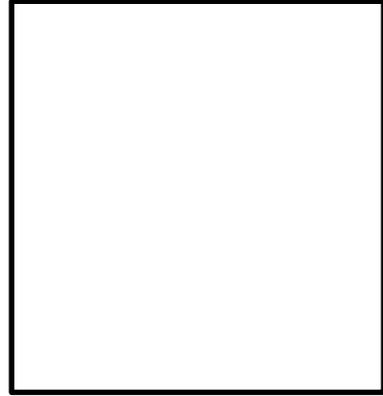
素案



鹿児島県 薩摩川内市



男女共同参画社会の実現を目指して



目 次

第1章	計画策定にあたって	3
	1 策定の趣旨	
	2 世界・国・県の動き	
第2章	計画の基本的な考え方	8
	1 基本理念	
	2 基本目標	
	3 重点目標	
	4 計画の性格	
	5 計画の期間	
	6 施策の体系	
第3章	計画の内容	13
	重点目標 1 多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり	14
	重点目標 2 男女共同参画の学習機会の充実、 無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消	17
	重点目標 3 働き方改革と固定的役割分担意識の解消、男性の育休取得推進 （両立支援とキャリアアップ）	20
	重点目標 4 生涯を通じたすべての人の健康支援	24
	重点目標 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	27
	重点目標 6 生活上の困難に対する支援と安心して暮らせる環境整備	30
	重点目標 7 多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進	33
第4章	計画の推進体制	35
第5章	資 料	39
	1 用語解説	
	2 関係法令	

※本文中、*をつけた用語については、
P40からの「用語解説」で解説しています。
現時点では未定稿

第1章

計画策定にあたって

1 策定の趣旨

2 世界・国・県の動き

1 策定の趣旨

少子高齢化や若者の流出傾向等による人口減少、地域社会の担い手不足が深刻化する中で、持続可能な地域づくりには多様な人材が活躍できることが重要であり、さらに、働き方や価値観、生活様式の多様化、デジタル化の進展など社会の急速な変化に対応するためにも、誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、公平性が確保され、自らの意志で安心して参加し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*の実現が、緊急かつ重要な課題となっています。

また、実現に向けて取組を進めることは、性別だけでなく、年齢も国籍も性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、包摂性のある社会の実現にもつながっていきます。

本市は、平成16年10月12日に1市4町4村の合併により誕生しました。その後、平成16年12月に、本市の男女共同参画社会の実現に向け基本理念等を掲げた「薩摩川内市男女共同参画基本条例」を制定し、平成17年4月には、「男女共同参画都市さつませんだい宣言」を発し、平成18年には薩摩川内市男女共同参画基本計画を策定しました。その後、社会情勢の変化などを踏まえ基本計画の見直しを行いながら総合的かつ計画的に施策を推進してまいりました。

また、仕事と家庭の両立を支援するという観点から女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年8月に公布され、第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画に盛り込み、官民一体となって推進してきました。

しかしながら、令和6年度に行った市民意識調査からは、意識の変化は見られるものの、固定的性別役割分担意識に基づく社会通念や慣行が、依然、根強く残っている現状が示されており、男女共同参画を進めることは、性別を問わず、多様な人々が暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要となっています。

また、育児や介護を担いながら働く人が増加する中で、誰もが働きやすく、自らが希望するキャリアと生活の両立を実現できる環境の整備が求められ、さらには、選ばれる地域づくりへつなげていくことも求められています。

これらを踏まえて、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、新たな段階への取組を推進するため、市と事業者及び市民と、更には近隣市町との広域的な連携を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指し、第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画を策定しました。

2. 世界・国・県の動き

	年	事 項
世界	1975年 (昭和50年)	メキシコシティで開催した第1回世界女性会議「国際婦人年世界会議」において、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」を採択 1976年(昭和51年)から10年間を「国連婦人の10年」と決定
国	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」を策定(昭和52～昭和61年)
世界	1979年 (昭和54年)	国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約*」という。)を採択
世界	1985年 (昭和60年)	国連婦人の10年最終年世界会議(第3回世界女性会議) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
国		「女子差別撤廃条約」を批准 「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行)
国	1987年 (昭和62年)	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
県	1991年 (平成3年)	「男女共同参加型社会の形成」を施策の基本方向として示し、これに基づき「鹿児島女性プラン21」を策定(平成3年度～平成12年度)
世界	1993年 (平成5年)	世界人権宣言「ウィーン宣言」採択 「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
世界	1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択
国		総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置し、さらに、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設置
世界	1995年 (平成7年)	北京で開催した第4回世界女性会議において、2000年までに取り組む重点的課題を定めた「北京宣言及び行動綱領」を採択
国	1996年 (平成8年)	男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(2000年)度までの国内行動計画」を策定
国	1998年 (平成10年)	男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法」について答申(平成11年6月施行)
国	1999年 (平成11年)	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
県		鹿児島県総合基本計画第3期実施計画において、「男女共同参画社会の形成」が施策の基本方向の一つとして示され、新たな行動計画として「かごしまハーモニープラン」を策定(平成11年度～平成20年度)

	年	事 項
世界	2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をニューヨークで開催 「政治宣言」と「北京宣言および行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)を採択
国		男女共同参画基本法に基づく初めての法定計画として「男女共同参画基本計画」を策定
国	2001年 (平成13年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行
県		「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布
国	2003年 (平成15年)	男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行
世界	2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」(ニューヨーク)
国		「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策
県	2006年 (平成18年)	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定
国	2007年 (平成19年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
国	2008年 (平成20年)	男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定
県		「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(平成20年度～平成24年度)
県	2009年 (平成21年)	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
国	2010年 (平成22年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定
世界	2011年 (平成23年)	UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足
国	2012年 (平成24年)	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定
県	2013年 (平成25年)	「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (平成25年度～平成29年度)
国	2014年 (平成26年)	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改正
世界	2015年 (平成27年)	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択

	年	事 項
国	2015年 (平成27年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定
国	2016年 (平成28年)	「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」改正
県	2017年 (平成29年)	「鹿児島県女性活躍推進計画」策定
国	2018年 (平成30年)	「働き方改革関連法」公布・施行 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「民法」改正（女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ）
県		「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (平成30年度～平成34年度)
国	2019年 (令和元年)	「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
国	2020年 (令和2年)	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・ 復興ガイドライン～」策定 第5次男女共同参画基本計画」策定
国	2021年 (令和3年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 「育児・介護休業法」改正
国	2022年 (令和4年)	男女共同参画会議「女性デジタル人材育成プラン」策定 「困難女性支援法」公布、「AV出演被害防止・救済法」公布・施行
県		「かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト」開設
国	2023年 (令和5年)	「LGBT理解増進法」公布・施行
県		「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (令和5年度～令和9年度)

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2 基本目標

3 重点目標

4 計画の性格

5 計画の期間

6 施策の体系

1 基本理念

この計画は、「薩摩川内市男女共同参画基本条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

(1) すべての人の人権の尊重

男女共同参画の推進は、すべての人が個人としての尊厳が重んじられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別等による差別的取扱いを受けないこと、個人としてその個性と能力を発揮する機会が確保されること、その他の個人の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度・慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等に基づき、個人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

(3) 施策・方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、すべての人が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の調和

男女共同参画の推進は、家族を構成するすべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及びその他の全ての活動に対等に参画することができるようにすること。

(5) 性と生殖に関する生涯にわたる健康と権利への配慮

すべての人が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。

(6) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

○この計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

2 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「すべての人の人権の尊重」は、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が市民一人ひとりの意識に深く浸透し、あらゆる場において行動に結びつくことを目指して、次の基本目標を定めます。

市民一人ひとりの人権が尊重され

○すべての人が多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できるまちの実現

○笑顔がつながり、健康で、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるまちの実現

3 重点目標

昨今の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の7つの「重点目標」を設定します。

- 1 多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり
- 2 男女共同参画の学習機会の充実、
無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消
- 3 働き方改革と固定的役割分担意識の解消、男性の育休取得推進
（両立支援とキャリアアップ）
- 4 生涯を通じたすべての人の健康支援
- 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 6 生活上の困難に対する支援と安心して暮らせる環境整備
- 7 多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進

4 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び薩摩川内市男女共同参画基本条例第10条第1項に基づくものであり、国及び県の計画との整合を配慮したものであり本市における男女共同参画社会づくりの基本となる計画です。
- (2) 本計画は、「第3次薩摩川内市総合計画」及び関係計画等と連携を図りながら、市の各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えています。
- (3) 本計画は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が一体となって行う取組の指針となるものです。
- (4) 本計画の「重点目標3 働き方改革と固定的役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ）」を女性活躍推進法第6条第2項に規定する市町村推進計画に位置付けます。
- (5) 本計画の「重点目標6 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備」を困難女性支援法第8条第3項に規定する市町村推進計画に位置付けます。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

6 施策の体系

【基本理念】

●●●性施す
と策べ
生・て
殖方の
に針人
のの
立人
案権
生及
涯び
に決重
わたへ
の健共
と参
権画
利へ
●●社
配庭会
慮生に
●●国
際おける
的制
の度
協活・慣
調動と
他につ
の活い
のて
調配
和慮

【基本目標】

市民
○〇笑す一
頭人
べがてひと
つのがのり
な人が多
り、様
健康な権
で、生が
方尊重
がされ
誰が選
もが択
安でき
して、
個性
や能
力が
發揮
でき
るま
ちの
実
現

【重点目標】

- 1 多様な生き方を選択し、個性や能力を發揮できる社会づくり
- 2 男女共同参画の学習機会の充実、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消
- 3 働き方改革と固定的役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ）
- 4 生涯を通じたすべての人の健康支援
- 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 6 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備
- 7 多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進

【施策の方向】

- (1) 性別役割分担意識の解消などによる制度・慣行の見直し
- (2) 行動変容につながる意識改革のための広報・啓発活動
- (3) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実及びメディア・リテラシーの向上
- (4) 行政分野における女性の参画の拡大及び人材育成や情報の整備
- (5) あらゆる分野における女性の人材育成及び人材情報の整備
- (1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実
- (2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進
- (3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実
- (1) 雇用分野における女性の参画の拡大と就業環境整備
- (2) 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大と就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
- (3) その他の分野における女性の参画の拡大
- (4) 女性の能力發揮のための支援
- (5) 多様で柔軟な働き方の実現に向けた仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備
- (6) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
- (1) 生涯を通じたすべての人の健康支援
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- (3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
- (4) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進
- (1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (1) 困難を抱える女性の包括的な支援
- (2) ひとり親家庭等への支援
- (3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 障害者が安心して暮らせる環境の整備
- (5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
- (6) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援
- (7) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備
- (1) 地域における多様な視点の確保と誰もが参加しやすい環境づくり
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の推進
- (3) 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
- (4) 復興における男女共同参画の推進

推進体制

- 1 市民・男女共同参画地域推進員・市民団体・事業所・行政の連携と協働
- 2 国・県・他市町村・関係機関等との連携
- 3 男女共同参画審議会の機能發揮
- 4 庁内推進体制の充実及び施策の進行管理の徹底
- 5 計画の評価及び施策への確実な反映

第3章 計画の内容

重点目標 1

多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり

【現状と課題】

政策・方針決定過程に、多様な人々が共同して参画する機会が確保されることは、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するために、重要なことです。その中でも、女性の能力発揮（エンパワーメント）を支援し、女性の参画を進めることは、多様な能力・視点・発想を期待する意味でも必要なことです。

しかし、社会の制度や慣行の中には、性別をはっきり分けていなくても、男女の立場の違いが影響し、結果として平等に働かないものがあり、その多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きく影響を及ぼしています。

本市が実施した令和6年度男女共同参画に関する市民意識調査によると、社会通念・慣習・しきたりなどで多くの人が男性の方が優遇されていると感じており、依然として男女の地位の不平等感が存在していることに加え、本市における女性参画の状況としても、令和6年度は市議会議員15.4%、市の管理職11.5%、審議会等25.7%、自治会長3.8%であり、政策・方針の立案及び決定に女性の意思が十分に反映されているとは言えない状況があります。

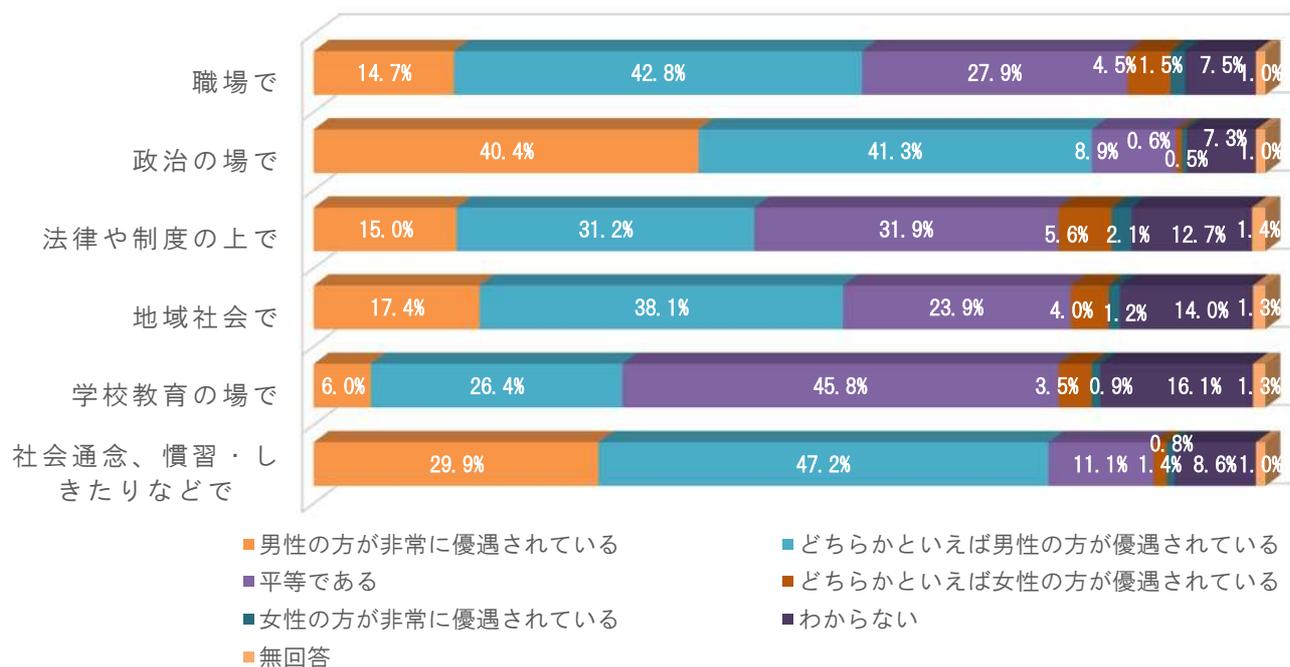
また、人の性のあり方（セクシュアリティ）は様々で、身体の性、自認する性、好きになる性及び服装やしぐさ、言葉づかいなどの表現する性といった要素の組み合わせにより無数に存在し、そのことで、偏見や差別により日常の様々な場面で困難に直面し、生きづらさを抱えている方がいます。

誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、公平性が確保され、自らの意志で安心して参加し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*の実現に向けて取組を進めることは、性別だけでなく、年齢も国籍も性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、包摂性のある社会の実現にもつながっていきます。

そのため、市民生活を支える市のあらゆる施策や多様な分野における慣行について、固定的性別役割分担意識*を助長したり、参画する機会の不平等をもたらしたりするものではないか等を点検し、見直しを進める必要があります。

また、その見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報、啓発を推進したりする必要があります。

○男女の地位の平等感について



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

○女性の参画状況

(単位：%)

	審議会・委員会等	管理職等※	議会	自治会長
薩摩川内市	25.7	11.5	15.4	3.8
県内平均	※1 27.9	※1 19.4	※2 13.2	※1 7.1

※管理職とは係長以上です。

※1 市町村における女性の公職参加状況調査より(令和6年4月1日現在)

※2 鹿児島県資料より(令和6年4月1日現在)

施策の方向	施策の概要
(1) 性別役割分担意識の解消などによる制度・慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施 ②市民の意見を反映させる体制づくりと男女共同参画関連施策の策定・実施 ③社会的性別（ジェンダー*）に配慮した相談体制の充実
(2) 行動変容につながる意識改革のための広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ①広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発 ②男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供 ③市職員の男女共同参画に関する理解促進 ④性の多様性に関する理解促進
(3) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実及びメディア・リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供 ②調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計*）の充実 ③公的広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現への配慮 ④メディア・リテラシー*の向上のための取組
(4) 行政分野における女性の参画の拡大及び人材育成や情報の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①市の審議会等委員等への女性の登用促進及び人材の育成・情報の整備 ②市における女性の職員の登用等の推進及び人材の育成
(5) あらゆる分野における女性の人材育成及び人材情報の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①地域社会における女性の人材の育成 ②農林水産業分野における女性の人材の育成 ③国際交流・協力を通じた女性の人材の育成 ④女性の人材情報の収集・整備

重点目標 2

男女共同参画の学習機会の充実、 無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消

【現状と課題】

男女共同参画社会*の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。

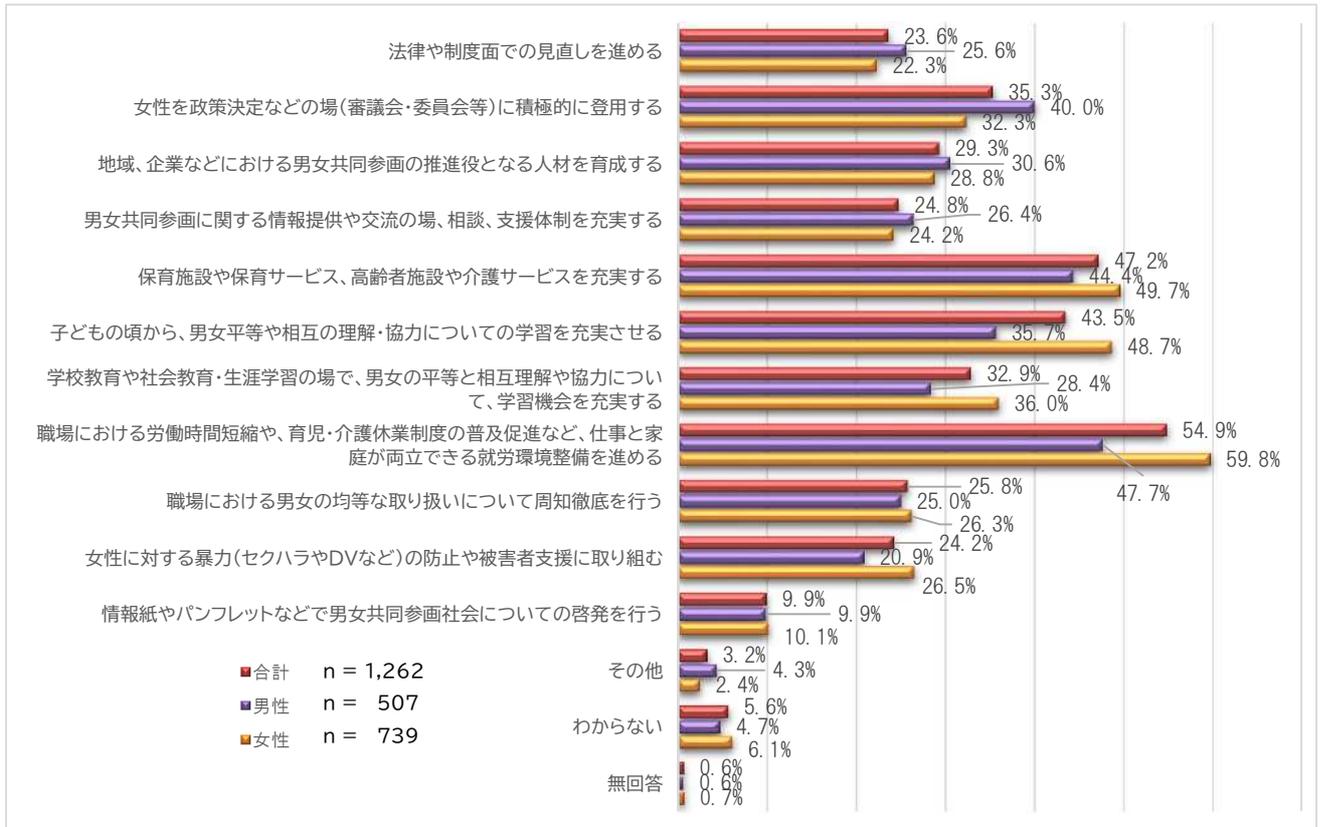
令和6年度の市民意識調査においても、「男女共同参画社会を形成するために市が力をいれるべきこと」として、約4割の人が、「子どもの頃からの男女の平等や相互の理解・協力についての学習の充実」をあげ、「学校教育や社会教育・生涯学習の場における男女平等等の学習の充実」をあげた人も多くなっています。

なお、この調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治の場」で約7割、「職場」「家庭」「地域社会」で約半数以上の人が、男女の地位に不平等を感じており、「男女共同参画社会が進まない原因」として、約6割の人が「社会通念や慣習・しきたりなどの中には、男性優位にはたらいっているものが多い」をあげています。

このようなことから、学校、家庭、地域、職場等が相互に連携し、固定的性別役割分担意識*とともに無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

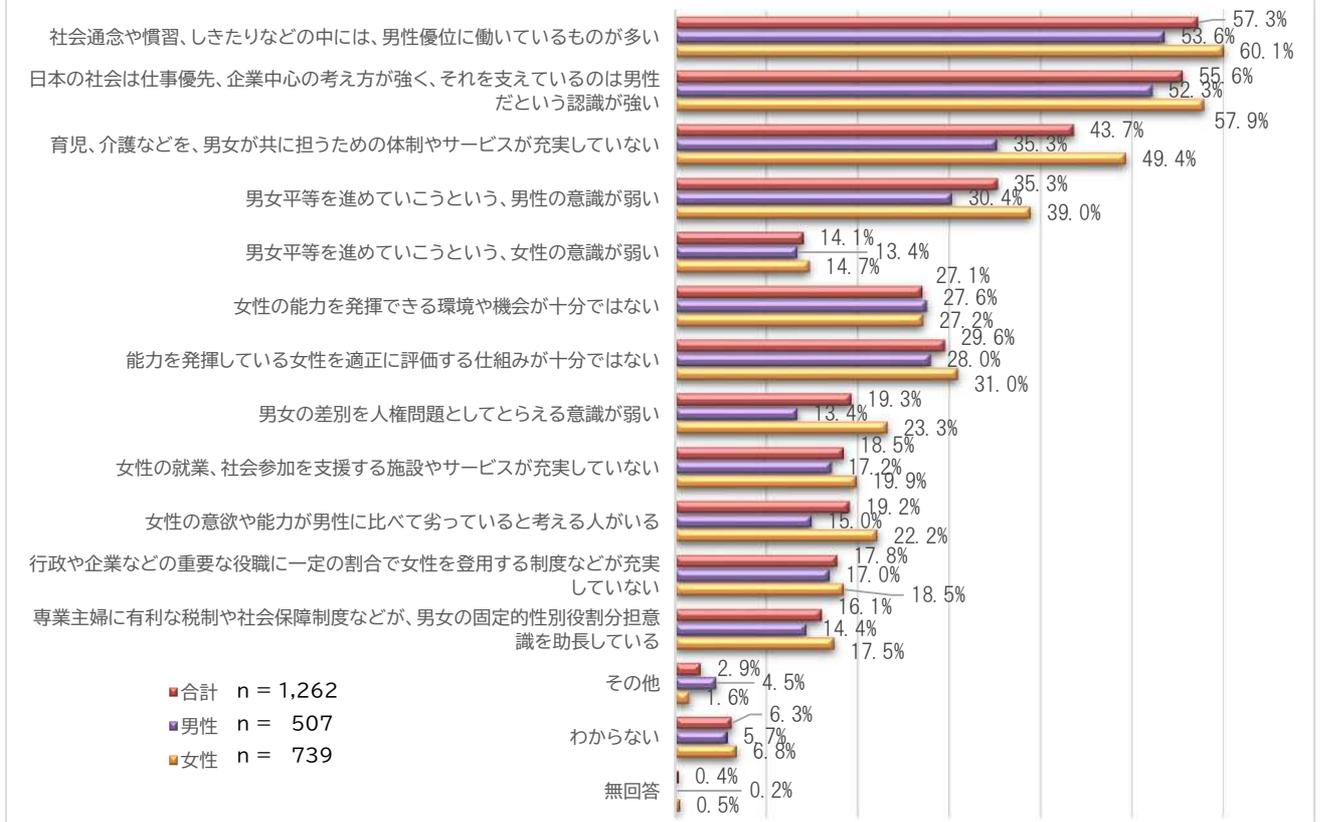
男女共同参画やジェンダー平等の理解促進を図るためには、子どもから高齢者まで幅広い世代にとって、親しみやすく分かりやすいものとする必要があります。特に、これまで当事者意識を持って主体的に学習に参加する機会が少なかった男性や子ども、若年層を対象にした積極的な取組が必要です。中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育におけるこれらの取組は、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育*と併せて進めていくことが重要です。さらに、より長い人生を見据え、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

○男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべきこと



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

○男女共同参画社会が進まない原因



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

施策の方向	施策の概要
(1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実	①教育関係者が男女共同参画の正しい理解やアンコンシャスバイアスの解消のための研修等の取組の促進 ②学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実
(2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進	①地域社会における男女共同参画やアンコンシャスバイアスに関する学習機会の提供 ②社会教育における男女共同参画やアンコンシャスバイアスに関する教育・学習の推進 ③男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実
(3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実	①男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実 ②生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進

重点目標 3

働き方改革と固定的役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ） （女性活躍推進計画）

【現状と課題】

働き方改革や固定的な性別役割分担意識の解消、男性の育児休業取得の推進などを通じて、誰もが安心して働き、能力を発揮できる環境づくりが求められています。これは多様性が尊重される社会の実現とともに、経済の持続的な発展にもつながります。

近年、出産を機に女性の労働力率が低下する「M字カーブ問題*」は改善傾向にありますが、共働き世帯の増加に伴い、女性が非正規雇用にくる割合が高い状況が続いています。これは、家庭や職場、社会全体で仕事と子育てを両立できる環境整備が十分に進んでいないことが一因となり、女性の働き方は正規雇用と非正規雇用に二極化し、正規雇用率は20代後半をピークに減少し続ける「L字カーブ問題」が新たな課題として浮上しています。

非正規雇用の増加は、賃金格差やキャリア形成の機会格差にもつながっており、マタニティハラスメントの根絶、賃金格差の是正、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進など、平等な機会と待遇の確保が求められています。

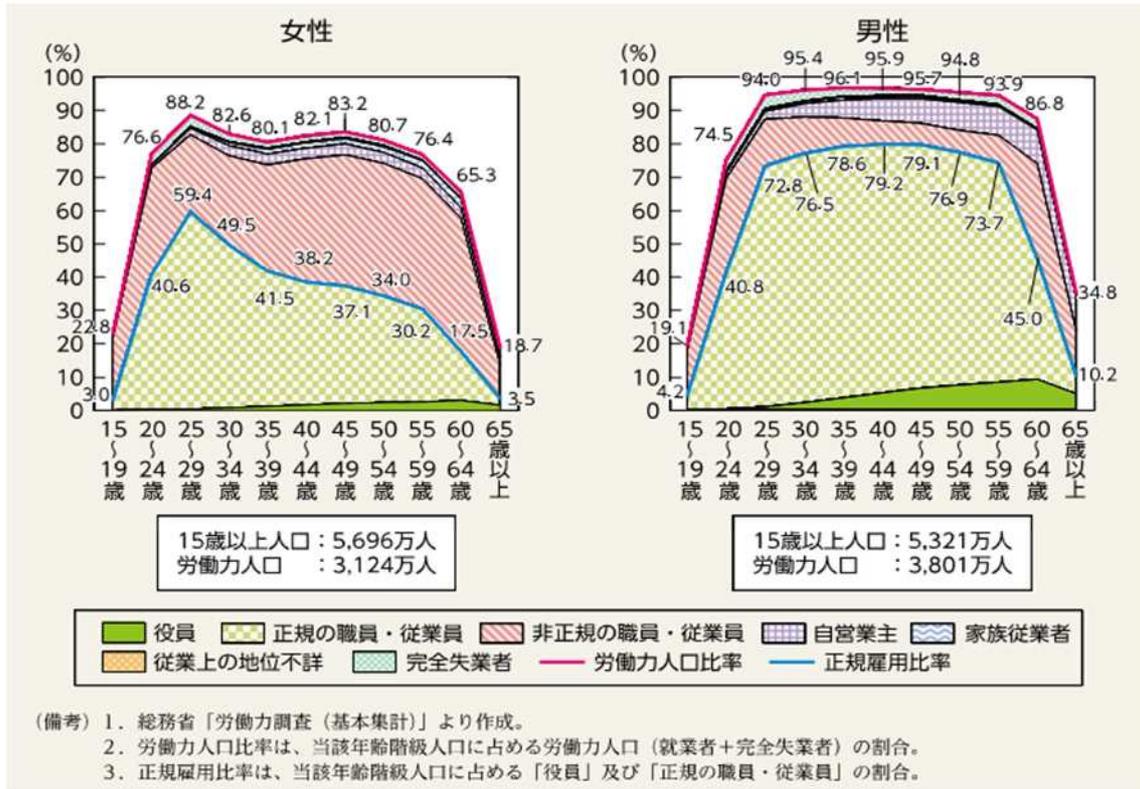
一方で、男性も長時間労働や雇用の不安定化といった問題に直面しており、背景には一人ひとりの多様な働き方に中立でない制度や慣行が存在するため、性別にとらわれない柔軟な働き方の実現が必要です。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）は、健康や趣味、学習といった個人的な領域だけでなく、育児や介護、地域活動など社会的な領域においても自己実現を可能にし、家族がともに責任を果たす家庭生活の実現にもつながります。

令和6年度の市民意識調査では、男女ともに仕事と家庭生活等との両立を希望している割合は高いが、男性は「仕事」を、女性は「家庭生活」を優先している割合が高い傾向が見られました。

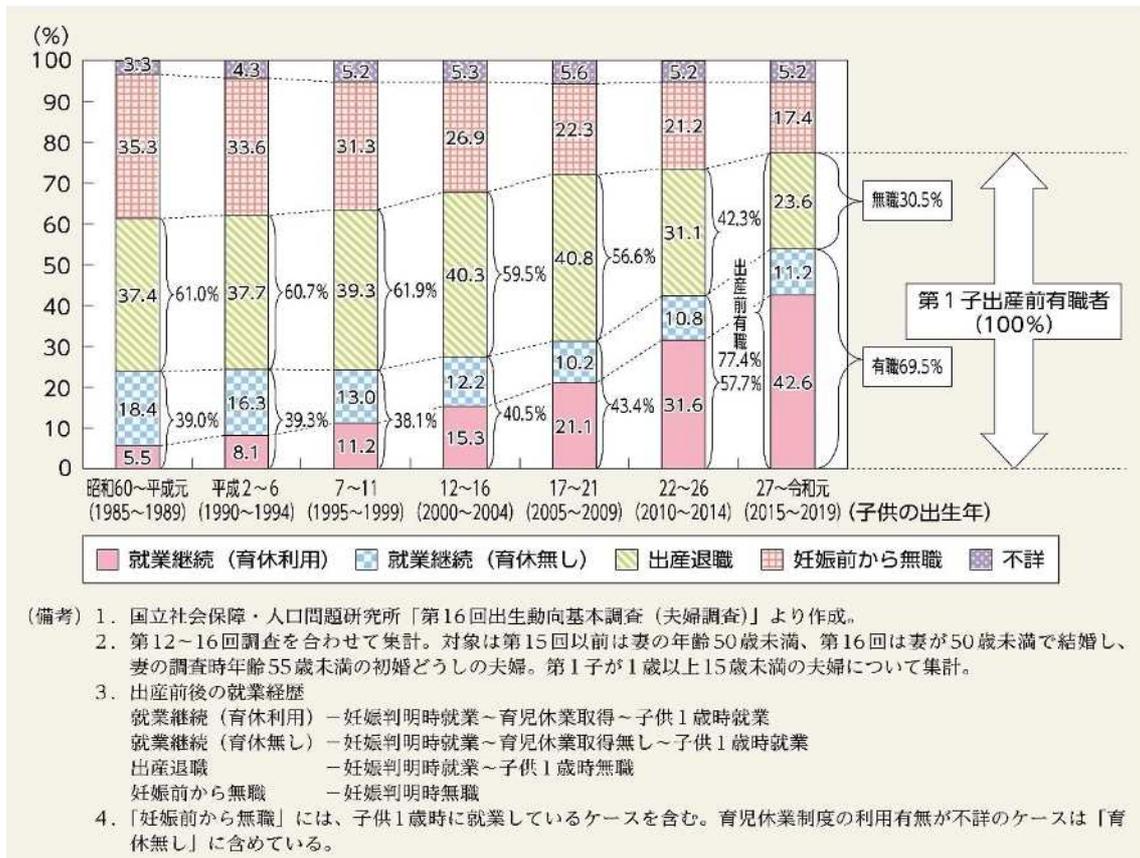
すべての人が生活との二者択一を迫られることなく働き続けられるようにするためには、企業の経営者や管理職の意識改革、職場風土の改善が不可欠です。また、子育てや介護に関する支援策と連携した柔軟な働き方の推進、地域や事業所との協働、そして一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

○男女別年齢階級別労働力率の就業形態別内訳（令和5年）〔全国〕



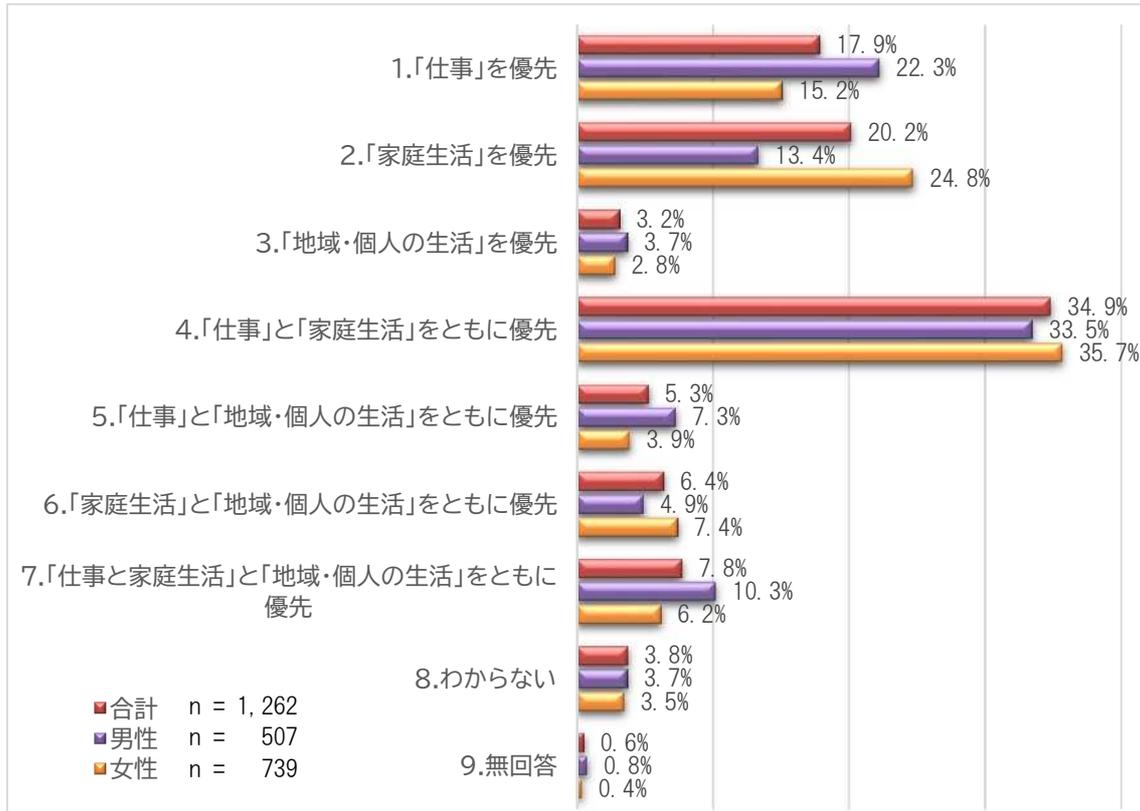
（資料：内閣府「令和6年度版男女共同参画白書」）

○子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴〔全国〕



（資料：内閣府「令和7年度版男女共同参画白書」）

○仕事・家庭生活、地域・個人の生活の優先度について



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

施策の方向	施策の概要
(1) 雇用分野における女性の参画の拡大と就労環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ①企業における女性の参画の促進 ②仕事と生活の調和の促進 ③就労環境整備及び関係法令や諸制度の普及・啓発 ④女性の就労問題の把握と情報提供 ⑤雇用に関する各種相談への対応
(2) 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大と就業環境の整備及び女性の経営参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①農林水産業分野における女性の登用促進 ②商工業分野における女性の登用促進 ③農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成 ④商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成
(3) その他の分野における女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ①各種機関、団体、組織等における女性の参画促進
(4) 女性の能力発揮のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ①就業継続や再就職の支援 ②職業能力開発等の支援 ③起業に対する支援 ④新規就業に対する支援
(5) 多様で柔軟な働き方の実現に向けた仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ①仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 ②就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進 ③仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進
(6) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> ①多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実 ②子育て支援拠点施設等の整備 ③地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備 ④子育て・介護のための生活環境の整備

重点目標 4

生涯を通じたすべての人の健康支援

【現状と課題】

身体的性差を十分に理解し合い、性に関わる身体的特徴に理解を深め、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会*の形成にあたっての大前提と言えます。

心身の健康について、主体的に行動し、正しい知識と情報を入手することにより、健康を享受できるように支援することが必要です。その際、女性にとって、妊娠・出産は、健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てにわたり、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

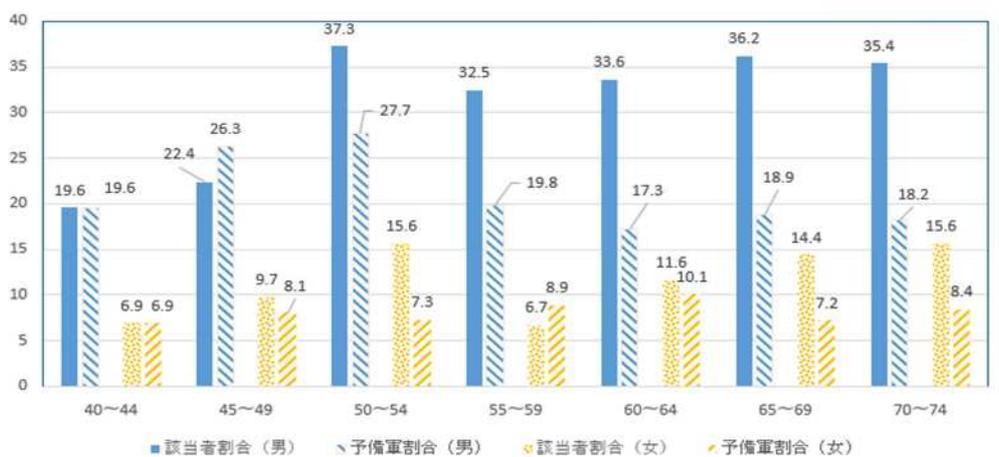
しかしながら、若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態の背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別（ジェンダー*）があり、それが性的暴力の要因となっていることもあります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を総合的に支援する取組が必要です。

一方、本市の自殺者の約7割が男性であり、そのうち60歳代と80歳以上が最も多くなっており、全国・鹿児島県を上回っています。この背景には、男性自身が「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきではない」という意識に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況にあるなど生きづらさを抱えていることが考えられます。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。

また、生涯にわたる健康を確保するためには、運動・スポーツ習慣も欠かせません。そこですべての人が生涯を通じた健康づくりのためのスポーツ活動に取り組むことができるよう、男女共同参画の視点に立った推進が必要です。

○メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合（令和5年）



※令和5年度法定報告値より引用。

（薩摩川内市特定健康診査結果）

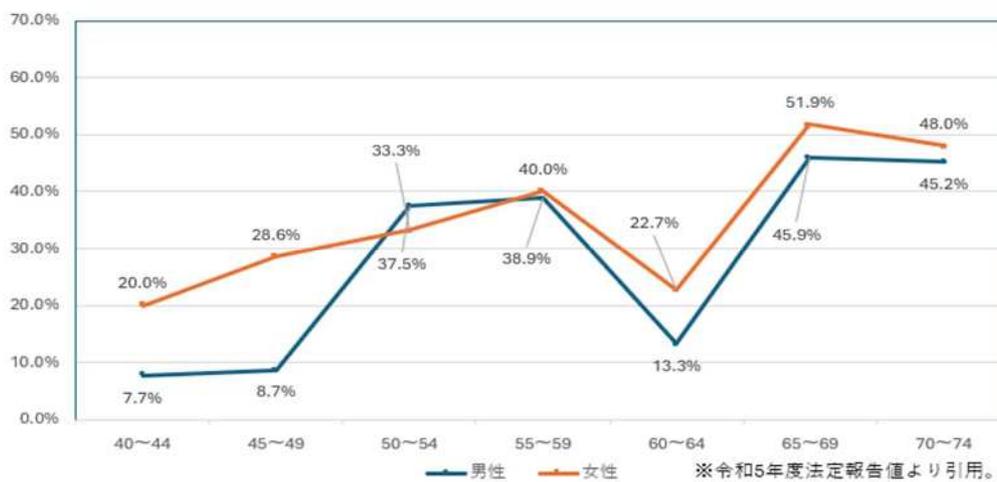
●特定健康診査性別・年齢別受診率（令和5年）



※令和5年度法定報告値より引用。

（薩摩川内市特定健康診査・特定保健指導結果）

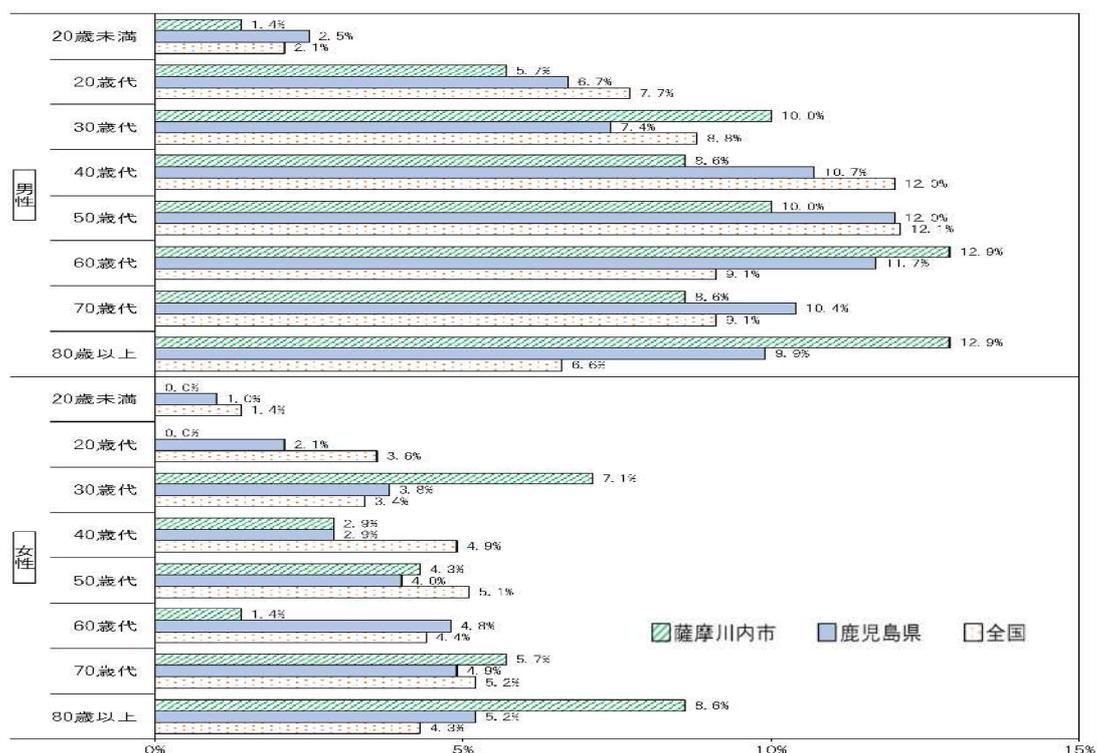
●特定保健指導性別・年齢別終了率（令和5年）



※令和5年度法定報告値より引用。

（薩摩川内市特定健康診査・特定保健指導結果）

○自殺者の性・年代別割合（人口10万対）（平成30年～令和4年平均）



（資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」）

施策の方向	施策の概要
(1) 生涯を通じたすべての人の健康支援	①心身の健康について正しい知識の普及と情報提供 ②男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援 ③性別や男女のニーズに応じた医療、健（検）診及び相談の環境整備 ④食育の推進
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	①妊娠・出産期における健康管理の充実 ②周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の確保 ③不妊治療に関する支援の充実 ④性に関する正しい知識の普及
(3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進	①性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進 ②薬物乱用防止対策の推進 ③喫煙・飲酒対策の推進
(4) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進	①男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備 ②スポーツ活動における女性の参画の拡大

重点目標 5

人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力* ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪、人身取引*等の暴力は、その被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会*を形成する上での喫緊の課題であり、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

これまで、「配偶者からの暴力を防止及び被害者の保護等に関する法律*」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律*」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動が困難な状況にあります。

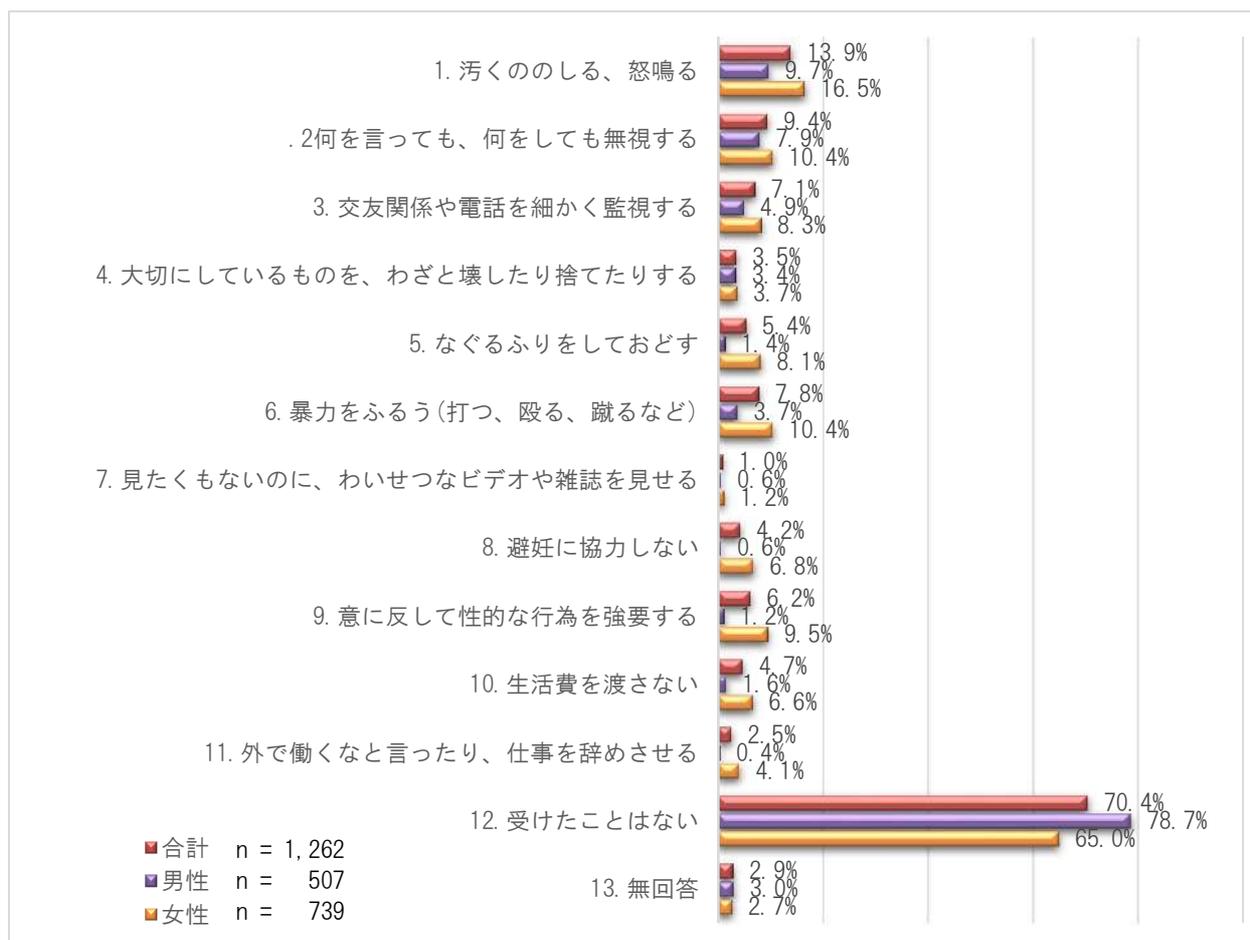
令和6年度に実施した市民意識調査によると、配偶者等から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けたことがあると回答した人のうち「どこ（だれ）かに相談した」人は19.9%に留まっており、以前よりも改善しているものの、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

なお、男児への性暴力など被害者が男性の場合もありますが、社会的理解や対応が不十分なことから、問題が潜在化・深刻化する傾向にあります。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談につながりやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

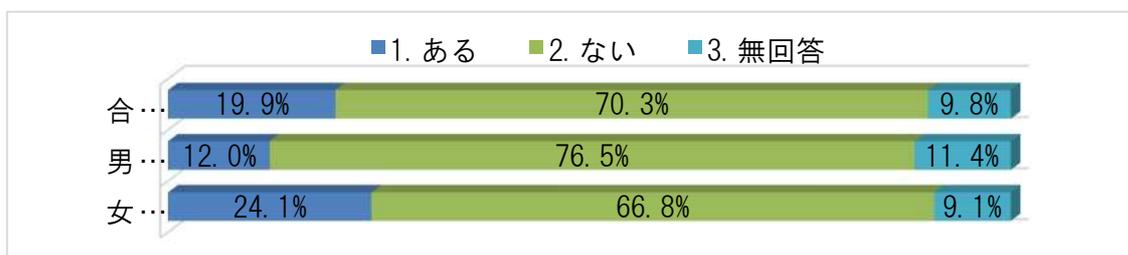
また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

○配偶者から次のような行為を受けたことがある



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

○配偶者から上記問いの回答項目にある行為を受けたことがある、またはしたことがあると回答された方で、相談したことがある



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

施策の方向	施策の概要
(1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり	①暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり ②子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進 ③メディアにおける性・暴力表現への対応
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進	①総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実 ②被害者の早期発見のための環境づくり ③被害者の安全確保 ④被害者の心身の健康回復と自立の支援 ⑤相談員等の養成による相談体制の充実 ⑥家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援 ⑦交際相手からの暴力への対応
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	①雇用におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進 ②教育におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進

重点目標 6

生活上の困難に対する支援と安心して暮らせる環境整備

【現状と課題】

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化などが進行する中で、幅広い層で貧困等生活上の困難を抱える人の増加が見られます。特に、ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。そのうち女性は、非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力*やセクシュアル・ハラスメント*の被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。さらに、障害のある女性や外国人の女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。このことは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際には、複合的な困難に陥りやすいことが顕在化し、その背景にはジェンダーの影響があります。

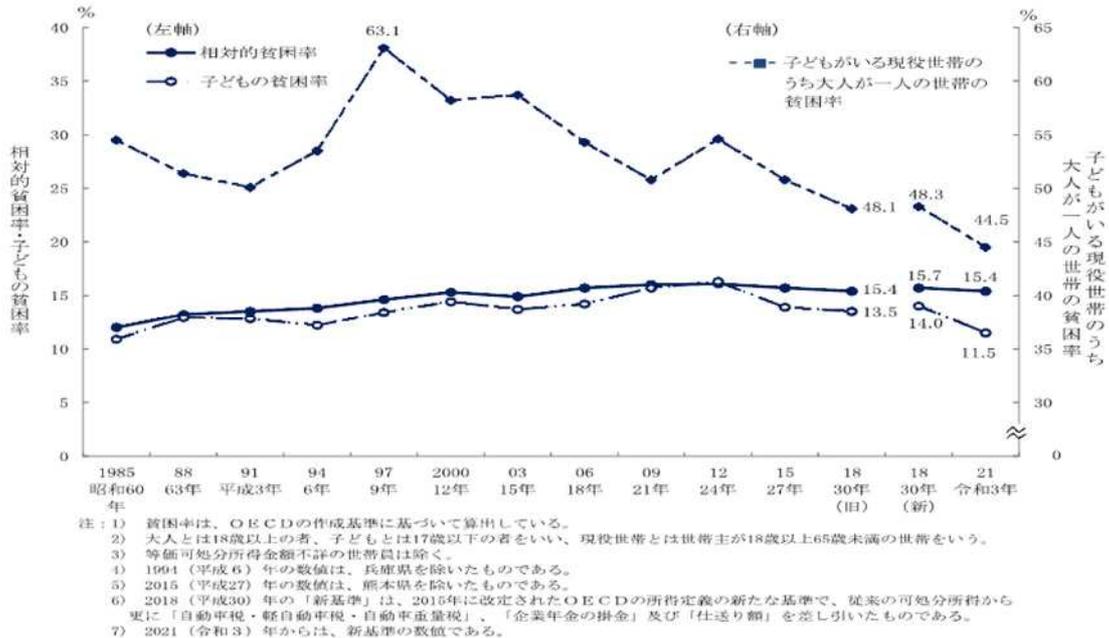
また、若年層においても、社会的孤立化や未就労・非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、女性のみならず男性が直面する困難にもジェンダーの影響が及んでいます。男性であるということへの社会的なプレッシャーが一因とされる、いわゆる「ひきこもり」状態にある人や自殺死亡者の多くが男性であることや、地域から孤立する高齢単身男性や介護中の男性などにみられる生活上の困難な状況には、多くの場合、家庭や地域との関わりを希薄にする、長時間労働等固定的な性別役割分担意識に基づく男性の働き方が反映されています。

また、性的指向*や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により、困難な状況に置かれ、人権を侵害されている状況にある人々がいます。

そのため、一人ひとりが、自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送ることができるよう、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識の解消が必要です。

このような、複雑化、複合化する生活上の困難課題については、一人ひとりの多様な状況に応じた包括的支援が求められており、様々で困難な状況に直面している人々が、安心して暮らせるには、より一人ひとりの状況に適切に対応するために、支援ニーズの違いを考慮するジェンダーの視点を踏まえた取組の推進が必要です。

○貧困率の年次推移（令和4年）〔全国〕



（資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査の概況」）

○ひとり親世帯の状況〔全国〕

およそ30年間で、母子世帯は約1.4倍に増加。

	(昭和63 (1988) 年)	(令和3 (2021) 年)
母子世帯数 [注]	84.9万世帯	119.5万世帯 (ひとり親世帯の88.9%)
父子世帯数 [注]	17.3万世帯	14.9万世帯 (ひとり親世帯の11.1%)

[注] 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

	母子世帯	父子世帯	一般世帯 (参考)
就業率	86.3%	88.1%	女性74.1% 男性84.5%
役員を除く雇用者のうち 正規雇用労働者	53.5%	91.6%	女性50.6% 男性83.0%
役員を除く雇用者のうち 非正規雇用労働者	46.5%	8.4%	女性49.4% 男性17.0%
平均年間就労収入	236万円 正規雇用労働者：344万円 パート・アルバイト等：150万円	496万円 正規雇用労働者：523万円 パート・アルバイト等：192万円	平均給与所得 女性316万円 男性569万円
養育費受領率	28.1%	8.7%	—

(備考) 1. 母子世帯及び父子世帯はこども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」(推計値、令和3(2021)年度)より作成。
 母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(「派遣社員」及び「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合。
 平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。
 2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査(基本集計)」(15~64歳、令和6(2024)年)、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査」(令和5(2023)年)より作成。
 3. 「民間給与実態統計調査」について、令和4(2022)年より、推計方法が変更されている。

（資料：内閣府「令和7年度版男女共同参画白書」）

施策の方向	施策の概要
(1) 困難を抱える女性の包括的な支援	①他機関とも連携した包括的支援体制の充実 ②支援人材の確保・養成・資質の向上
(2) ひとり親家庭等への支援	①ひとり親家庭等への経済的支援 ②ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援
(3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	①高齢男女の就業促進 ②男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援 ③男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実
(4) 障害者が安心して暮らせる環境の整備	①障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備 ②男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実
(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	①複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援
(6) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援	①同和問題等人権問題の解決 ②性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援
(7) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備	①子どもに対する虐待や性犯罪等暴力の根絶 ②暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護 ③子どもが安心して生活できる環境づくり ④社会全体で子どもを支える取組の促進

重点目標 7

多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進

【現状と課題】

最も身近な暮らしの場である「地域」における多様化・複雑化する地域課題の解決に、地域の多様な主体との協働による包摂的な在り方が求められています。市民一人ひとりのより豊かで活力に満ちた暮らしづくりを支えるために、地区コミュニティ協議会、自治会等地域コミュニティにおける組織等が、市と協働により、様々な地域づくり活動を積極的に展開しています。

これらの活動が、地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点を通し、年齢、性別等、障害の有無、人種、国籍、文化的な背景等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支えるダイバーシティ*社会の実現に向けた取組が不可欠です。

しかしながら、その認識が十分に浸透しておらず、固定的な性別役割分担意識や世帯単位の慣行が、家族形態やライフスタイルの多様化に対応できず、若年層や単身者の地域参加の機会を阻む要因ともなっています。

また、若い女性が都市部へ流出する傾向が続いている背景には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）が根強く存在し女性の居場所と出番を奪っていることや、地方の企業経営者や管理職等の理解が足りず女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなどが考えられています。

こうしたことから、男女共同参画や地域コミュニティの意識の醸成を図り、地域課題の解決に取り組む人材や団体の育成・支援を進めるとともに、女性も含めた多様な主体の連携による地域づくりに取り組む必要があります。

また、災害時には平常時における社会の課題が、一層顕著になって現れ、固定的役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護などの負担が女性に集中する等の問題が明らかになっていたり、東日本大震災では、意思決定の場に女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されなかったりなどの課題が生じました。

災害の被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、予防から復興までのすべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識し、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍する必要があります。一人ひとり災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する必要があります。

施策の方向	施策の概要
(1) 地域における多様な視点の確保と誰もが参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画推進体制の充実 ②男女共同参画の推進役となる人材の育成・支援 ③自治会、地区コミュニティ協議会、NPO*等との連携・協働
(2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①地域づくり活動等における多様な人材の確保と方針決定過程への女性の参画拡大 ②地域活動等での固定的性別役割分担意識の解消による誰もが参加しやすい環境づくり ③男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進 ④男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境等分野の取組の推進
(3) 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ②防災の現場における女性の参画の拡大 ③防災施策への男女共同参画の視点の導入
(4) 復興における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①復興に関する施策・方針決定過程への女性の参画拡大 ②復興施策への男女共同参画の視点の導入

第4章 計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

本計画の基本理念に基づく目標を達成していくために、国・県その他の関係行政機関などとの連携を深め、市民、事業者と一体となって男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。

1 市民・男女共同参画地域推進員・市民団体・事業所・行政の連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて、市民をはじめ男女共同参画地域推進員、市民団体、事業者などとの連携・協働体制を強化し、地域社会と一体となった取組を進めます。

2 国・県・他市町村・関係機関等との連携

国、県、他市町村、関係機関等との連携による取組を進めます。

3 男女共同参画審議会の機能発揮

学識経験者、各種団体等の代表者及び一般公募による市民の代表者から構成される「薩摩川内市男女共同参画審議会」において、基本計画の策定、市の施策の実施状況など男女共同参画の推進に関する基本的事項についての調査審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

4 庁内推進体制の充実及び施策の進行管理の徹底

男女共同参画の推進に関する施策について、計画的かつ効率的に取り組むため薩摩川内市男女共同参画推進検討会において、関係部局間及び関係機関との連絡調整を行い、施策の推進に必要な調査審議を行います。

また、計画に基づく関連施策の実施に当たって、「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう施策の進行管理を徹底します。その実施状況について、年次報告書を作成し公表します。

5 計画の評価及び施策への確実な反映

計画に基づいた関連施策の実施状況について、総合的な評価の仕組みを確立し、その評価結果を施策に確実に反映させます。

薩摩川内市男女共同参画基本計画推進体制

男女共同参画社会基本法
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

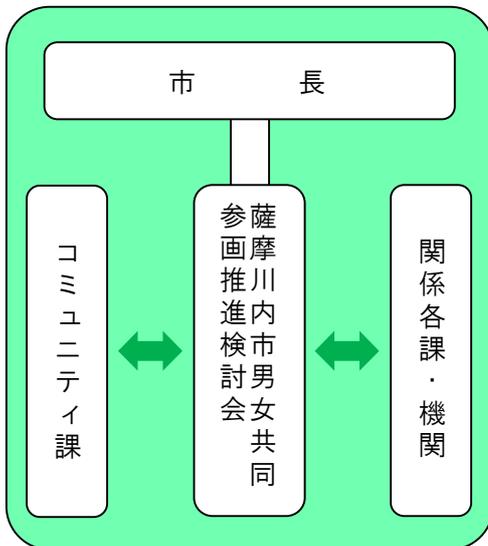
薩摩川内市男女共同参画基本条例

第3次薩摩川内市男女共同参画計画

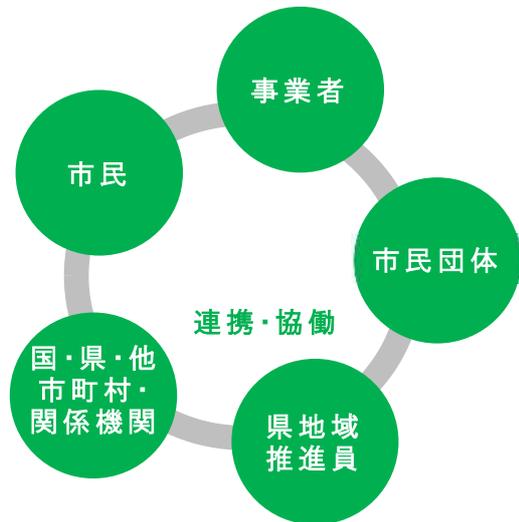
薩摩川内市男女共同参画審議会

構成：学識経験者、各団体機関の代表、
一般公募など16人以内

提言・答申 ↓ ↑ 諮問



連携
協働



○関連施策・事業の数値目標等

重点目標	事業名	指標	現況		目標値		所管課
			数値	年度	数値	年度	
1	各種審議会等への女性登用率	女性委員の割合	25.7%	6	40.0%	11	コミュニティ課
	市職員の管理的地位にある職員に占める女性割合※1	女性割合	7.5%	6	R8.1に確定	11	総務課
	市職員のうち男性の育児休業取得率※1	男性の取得率	13.3%	6	R8.1に確定	11	
	各年度における採用者の女性割合※1	女性の割合	38.9%	6	R8.1に確定	11	
2	性別によって役割を決められることで不便さや不快感、生きづらさを感じる割合	割合	68.9%	6	減っている	11	コミュニティ課
3	女性農業経営士数 ※2	経営士数	25人	6	28人	10	畜産営農課
	利用者支援事業（特定型） ※3	箇所数	1箇所	6	1箇所	11	子育て支援課
	延長保育事業 ※3	実施箇所数	31箇所	6	30箇所	11	
	放課後児童健全育成事業 ※3	実施箇所数	43箇所	6	46箇所	11	
	子育て短期支援事業 ※3	実施箇所数	4箇所	6	3箇所	11	
	地域子育て支援拠点事業 ※3	実施箇所数	8箇所	6	8箇所	11	
	一時預かり事業 ※3	実施箇所数	28箇所	6	26箇所	11	
	病児・病後児保育事業 ※3	実施箇所数	2箇所	6	2箇所	11	
	ファミリー・サポート・センター事業 ※3	利用件数	2,124件	6	2,100件	11	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※3	箇所数	4箇所	6	4箇所	11	
乳児等通園支援事業 ※3	利用延人数	0人	6	48人	11		
4	特定健康診査の受診率（国民健康保険分）※4	受診率	50.2%	6	60.0%	11	保険年金課
	子宮がん検診受診率（20～69歳女性）※5	受診率	16.3%	6	増加	17	市民健康課
	乳がん検診受診率（40～69歳女性）※5	受診率	14.2%	6	増加	17	
5	基本的な人権が確保されるための市の施策が行われていると思う市民の割合 ※6	割合	71.7%	6	75%以上	11	市民課
6	女性・家庭生活支援相談員等の研修会等参加人数 ※6	人数	47人	4	100人	11	社会福祉課
7	県男女共同参画地域推進員	委嘱者数	12人	6	15人	11	コミュニティ課

※1 薩摩川内市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画【第3次】

※2 第4次薩摩川内市農林水産振興基本計画

※3 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画

※4 第3期国民健康保険データヘルス計画

※5 第3次薩摩川内市健康づくり計画（策定中）

※6 薩摩川内市総合計画

第5章

資料

1 用語解説

2 関係法令

- ・ 薩摩川内市男女共同参画基本条例
- ・ 鹿児島県男女共同参画推進条例
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

1. 用語解説

● M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山となるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

● エンパワメント

誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるように社会の在り方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること。

一方、「エンパワーメント」とは、力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

● キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分の役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

● 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

● ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

● ジェンダー統計（男女別等統計）

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

● 性的指向

性別指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

● セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

● 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

● ダイバーシティ社会

性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

● 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

● 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV）

婚姻しているかいないにかかわらず、親密な関係にある夫婦や恋人間で行われる暴力のこと。一般的には男性から女性への暴力のこと。暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などによる精神的暴力、行動の束縛や性的暴力など様々な形態がある。なお、「配偶者暴力防止法*」における「配偶者からの暴力」は配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

● メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにサクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

● ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。